あしたば

日本共産党利島支部機関紙

第174号
2016年12月19日発行

〒100−0301
東京都利島村850番地
電話　04992-9-0191
発行者 日本共産党利島支部
笹岡寿一
Eメール・アドレス
to_sasaoka@yahoo.co.jp

野党統一・市民連合の力で
憲法の立憲主義を守り
戦争法を廃止しましょう！

<知は力>　内容が豊富で、読みやすくて面白い
「しんぶん赤旗」日曜版をご購読下さい　[月823円]

自民・公明・維新
年金カット法案強行可決

欠陥そのまま審議尽くさず

安倍晋三政権が提出した「年金カット」法案（国民年金法等改定案）が、12月14日の参院本会議で自民、公明の与党と維新の賛成多数で強行可決されました。

十分な審議が尽くされないまま、多数の力で押し切ることは、国民の声を無視した異常なやり方です。

マスメディアの世論調査でも「反対」が多数にのぼる中、全世代の暮らしに直結する法案を強引に押し通した自民・公明・維新の責任は重大です。

不安や疑問を置き去りにしたままの暴走を許さず、廃案に追い込むことが必要です。

物価が上がっても賃金水準が下がった場合は、年金が下がる。安倍政権が「年金カット」法案で、国民に押し付けようとする年金改定の新ルールです。

現在年金を受給している世代にも、将来年金を受け取る世代にも、長期にわたって影響を与える大問題です。

老後の収入の支えとなる公的年金が目減りし続けることに、多くの国民が不安を募らせ、共同通信や「日経」の世論調査では「反対」が6割近くにのぼり、NHK調査でも「反対」は37％で「賛成」は15％の倍以上です。

多くの国民が法案に対する疑問を拭えないままであることを示しています。

わずかな審議の中でも、法案が国民にさまざまな痛みをもたらす実態や問題が次々と浮き彫りになっています。

少ない年金額の目減りと一体で、安倍政権が医療や介護の負担増をさらに強いる改悪を打ち出すもとで、高齢者の暮らしや健康を脅かす深刻な事態を招くことへの警告が委員会の参考人質疑などで相次ぎました。

「成立ありき」で議論を尽くさず、採決を強行した安倍政権と与党などの姿勢は、極めて無責任です。

年金減額は高齢者の購買力を弱めて消費を冷え込ませるため、経済にもマイナスです。

現役世代の賃金や雇用にも影響します。

削減・抑制の強化ばかりでは、年金制度への国民の不信や不安は消えません。

受給世代の年金保障とともに、現役世代の賃上げと安定雇用をすすめ、安心できる年金を実現すべきです。

安心してくらせる年金を

笹岡寿一の議会報告

10月の村議会選挙では皆様には、大変お世話になりました。お陰さまで8年ぶりに議会に返り咲くことができました。これからは皆様への恩返しの心がけを以て努力していきたいと思っています。

つきましては、皆様の要望や意見を単に村に届けるにとどまらず、皆様と一緒に考え、相談しながら、村政に取り組んでいきたいと心しています。

どうぞ、これからも皆様のお力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

２０１６年度・第４回定例村議会は12月12日開かれました。

会期は、14日迄の3日間と定めました。最終日の14日には、近年では異例の会期の時間延長をして、午後9時に閉会しました。

今回は、行政報告と笹岡寿一議員の一般質問を中心に住民の皆さんに直接的に関係があると思われる、事案の要旨をお知らせします。他の議員については、従来どおり、議員と表示して、同趣旨の質問は、答弁ともにまとめてお知らせします。

議案は 審議の状況をお知らせします。議案はすべて原案通り同意、可決されました。

12月議会では、このような事が話し合われました【小見出は笹岡】

行政報告

場外離着陸場拡張整備事業

総務課長》場外離着陸場拡張整備事業に関して、設計委託の報告書が当初は8月20日に提出される予定であった。

しかし、東京都町村会や村の要望に応じた都港湾局の技術支援により、設計業者との調整に不測の時間を要し、報告書の確定が10月末となった。

また、自然公園法上の開発許可の申請及び都自然保護条例による緑化計画書の届出の手続きが間もなく完了するところである。

他方、土地の買収を進めているが、用地の相続に時間がかかっており、また、現地の残土量等が当初計画より多いことが判明した。

以上のことから、工期が年度内に収まらない状況であることと判断し、現在、都総務局経由で国土交通省に対し、離島活性化交付金の29年度への繰越について相談を行っているところである。

今後については、場外離着陸場拡張整備事業に充当される離島活性化交付金が27年度予算であり、国交省と財務省との間で、事故繰越協議となることから、承認が得られるまで時間がかかることが想定される。

国交省からの繰越承認を得られ次第、起工作業を行っていく。

笹岡寿一議員》「用地の相続に時間がかかっている」とのことだが、「買収できなくても、占有権者との借地代行契約で着工できる」としていたのではなかったのか。

総務課長》買収できなくても、占有権者との借地代行契約で着工できる。

笹岡寿一議員》国の事故繰越協議承認が得られる時期の見込みは把握されているのか。

総務課長》年明けの3月の見込みでいる。

行政報告の在り方

笹岡寿一議員》「終わったことの結果報告が多いが、行政に、いかなる問題があるのか、或いはいかなる計画の考えにあるのかを報告されたい。

結果報告を全面的に否定するものではないが、行政がその時々に抱えている課題を率直に報告する事は意義あることと考える。

副村長》概ね、そのように報告している。

一般質問

質問に先立って

笹岡寿一議員》私は、この10月の村議会議員選挙に臨むにあたって、住民の皆さんと一緒に考え、相談しながら、共に歩む村づくりに努力していくことを訴えてきた。それと、住民の皆さんにアンケートをお願いしてきた。

その結果、多くの皆さんから、ご意見や要望を寄せて頂いた。

その内の数件については、東京都の関係各局に日本共産党の都議会議員に同席してもらって要望してきた。今定例議会では、そのアンケートを含め、住民の皆さんの意見や要望を整理して質問する。

島外通院への旅費助成

笹岡寿一議員》島外での通院に要する旅費は、とりわけ低所得者にあっては、日常生活に大きな影響を及ぼす重い負担となる。

この制度は、島嶼各町村で実施されているが、本村の現行では、1回の受診につき、5千円を年4回助成している。この程度では、「焼け石に水」といった金額である。

私は、所得税の課税対象額が、150万円未満の住民に対しては、領収書の提出を以て1回につき、2万5千円を限度額として旅費助成することを要望する。

但し、旅費が限度額に達しない場合においては、支払額を以て助成するものとする。

所得税の控除対象配偶者、扶養控除者は、所得税納税者の課税対象額にかかわりなく、2万5千円を限度額とする助成対象者とする。

それ以外の住民に対しては、現行制度の金額5千円を一律に、双方ともに年6回まで助成されたいと提案する。

私が、事前に住民課長に問い合わせしたところ、島外に通院される件数は、年間の述べ件数で、およそ90件ほどである。

これを年6回助成した時の件数を120件と推計し、その内、所得税の課税対象額が150万円未満の住民件数を90件、それ以外の件数を30件と推計して、この設定での私の試算では、この事業に要する費用は概算で、年間合計で250万円足らずで実現できる。

住民の強い要望がある。

実現に向けての尽力を求める。

村長》現行を変更する考えはない。

【所得税の課税対象額が、150万円未満というのは、給与、賃金、年金所得者ですと、扶養控除者が居ない単身者の場合では、およそ、300万円ほどの所得者になります。控除対象の配偶者が居る人では、、およそ、350万円ほどの所得者になります。

本件は、住民の皆さんの強い要望があります。私は、村長の「実施しない」との答弁を受けて、実現を求めて、請願する意向を議長に伝えました。

皆様に請願署名のご協力をお願いして、村に粘り強く要望していきたいと思っています。＝寿一】

高齢者福祉

笹岡寿一議員》高齢者に対する福祉の対応は、これまで実施されてきていた施策から、大きく後退している状況が見受けられる。

敬老会でも、「赤飯もなければ、果物もついていない」という批判がある。その上、「出席できない人には、何のサービスもない。赤飯とか菓子織り、果物くらいは、配ってきてもいいのではないか」との声もある。

欠席するには、それ相当の事情があることを、認識、或いは理解されたい。

住民課長》赤飯等については、来年度から考えていきたい。

敬老祝い金

笹岡寿一議員》敬老会への招待者年齢をこれまでの65歳から、今年度は70歳以上に引き上げたのに留まらず、祝い金まで65歳から70歳未満の人は、贈呈の対象から除外してしまった。何ゆえに、このような対応をしたのか。

来年からは、元のように復活されたい。

村長》復活する考えはない。

住民課長》祝い金は、欠席者には全員振込送金した。

笹岡寿一議員》当日欠席された高齢者宅にも、村長が訪問して、祝い金や祝いの品を手渡しながら、祝いの言葉を掛けたり、労をねぎらい、要望を聴くなどの心がけをされたいと考える。**【答弁はありませんでした。＝寿一】**

笹岡寿一議員》「100歳になった人には、長寿を祝福して、特別に10万円くらいの祝い金の贈呈をしたらいいのではないか」との声が聞かれている。

90歳になった人には、3万円程度の祝い金の贈呈をしたら如何か。

村長》考えてみる。

老人会旅行

笹岡寿一議員》老人会の慰安旅行中、話題となったのが「従来の旅行の際は、会員全員に土産物を買ってきた。

今年は「土産を買うことは認めない」と再三注意されている。また「納得できない」との声が出されていた。

住民課長》土産物まで買うのは、助成制度の趣旨にそぐわないと判断した。変更する考えはない。

村長》財政的な面からみても対応できない。

【「財政的な面」と言っても、老人会員は29名と言いますから、僅か3万円程度の費用と思いますが…。＝寿一】

笹岡寿一議員》老人会の慰安旅行に関しての極め付き事件として、老人会の女性たちが、10月中旬に旅行を計画して、宿泊先のホテル予約から、ヘリ予約までして、楽しみにしていたところ、出発直前になって、助成金の打ち切りを告げられて、中止を余儀なくされた。

「付き添え人がいない」とか言っていたとのようだが、付き添え人は、何とでもなったのではないか。

それだけのことで、このような「非情な仕打ち」とも言える措置をしたのか。

村長》私の所に電話があったので、「付き添え人がいたほうがよくはないか」と言ったところ、相手方が「そこまで心配させることは出来ない」と言って電話を切った。

高齢者福祉策の改善を求める

笹岡寿一議員》以上に述べたような、住民からのこれほどの批判の声は、これまで聞いたことがない。

今や、住民の中には、「特に、高齢者問題に対する不満は、憤り状態にまで変わってきている」と言っても過言でない状況にある。

村は、この一連の高齢者への福祉サービスの後退は、「財政が厳しいの一語に尽きる」とでもいうのか。それにしても、余りにも「あれも、これも」と言わんばかりの「切り詰め策」ぶりではないか。

注視すべきは、島外通院に関する旅費の削減をはじめ、福祉施策の一連の後退は、前田村政になって、この1、2年のことである。

お年寄りの「生きがい対策の充実」と述べていた村長は、いったい何処へ行ったのか。

こうした状況を意識してか、アンケートの中には、わざわざ「老人に優しい政治を求める」という記述もあった。このような事態を改善するべく対応は、委員会の答申を待つまでもないことではないのか。

村は、村長はじめ、こうした事態を重視されて、高齢者対策の在り方に、やさしさをもって対処されるよう強く求める。やがては、誰もが高齢になっていく。

高齢者の誰もが「長生きしていてよかった」と言えるような、利島の村づくりに向けて、力を合わせて取り組んでいこうではないか。**【答弁はありませんでした。＝寿一】**

給食サービス

笹岡寿一議員》高齢者にあっては「過去に実施されていた給食サービスは好評であったのに、何故止めてしまったのか」と復活を求める声がある。「料金は多少の負担をしてもいいから、料理の内容を少し上げて、美味しいものを出して欲しい」という要望がある。

これに応えて、高齢者に負担を求めることなく、月に3回程度を目途に実施されるよう求める。

社協の事業ではあるが、さりとて、村の財政的支援なくしては、実現がおぼつかない事業であることは言うまでもない。

多額の費用を投入しないまでも、実施可能な事業と考える。

村長にあっては、改善に取り組まれることを期待する。

住民課長》職員体制の問題もあり、対応できない。

村内での宿泊介護

笹岡寿一議員》介護している人が「疾病や何らかの事情で介護できない期間中、村内で宿泊介護して欲しい」という要望がある。

社協で対処できないか、会長とも話し合ってみたが、「現状では、人の体制も不十分で対応できない」とのことだった。実施していくには、それ相当の費用負担と人的体制を整える必要がある。

村は「来年度から4泊5日の宿泊介護体制を月に2回実施する計画にある」（行政報告）と言うが、社協とも協議して、財政支援策を以て、該当者が復帰できるまでの間、対処できるよう事業の実現方に向けて検討をされたい。

村長》新年度より、行政報告にある計画をしている。質問にある体制をとる考えはない。

学校の教材予算

笹岡寿一議員》私が、この春ごろ、学校から受けた要望では「教材などの購入を要望しても、査定が厳しくて、なかなか対応して貰えない。改善できないだろうか」というのがあった。この旨、教育長に申し述べ、改善をお願いしていたところ、「新年度予算では、相当揃えられている」との返事を頂いた。

この旨、関係者に報告したところ「確かに相当充実されたが、それでも、なお取り揃えたい物がある」とのことであった。その後、教育長と話し合いをしたところ、教育長は「全体予算の中で、厳しい状況もあるかと思うが、出来るだけ充実に努めていきたい」と述べつつ「教職員の創意工夫の努力も期待したい」とも話していた。

元村長や教育長にも話を聞いてみたが、「厳しい査定をしてきた覚えはない」と述べていた。

前田村長は、学校の教材予算の実態について「これまで事態の報告がなく、承知していなかった。今後は留意して、極力対応できるよう配慮していく」と述べている。

「こどもは未来の宝」と言う。

教育長は「教師は、子どもたち一人一人の持っている力を引き出し、いかに伸ばすことができるか、そのことに全精力を注ぐ」（ウグイス通信・第16号）と述べている。

そのためにも、教材の充実は不可欠である。

積極的な配慮を求める。

教育長》確かに私が現職の校長の時には査定の厳しい状況があった。今年度予算では相当緩和されてきている。

村長》私が「これまで事態の報告がなく、承知していなかった。」と言ったのは、学校の教材予算に関してということであり、学校に関する全体的なことではない。

学校の用務主事の配置

笹岡寿一議員》本校には、用務主事の配置がされていなくて、事務職員が「その職務を取り行っている現状であり、本来業務に支障を来している」と言う。調べてみると、島嶼の殆どの学校で、用務主事を

配置している。早期に体制を整えるべく対処されたい。

教育長》 確かに小離島の一部を除いて、殆どの学校で、用務主事を配置している。本校では校内、外での清掃業務他、器物の修理保守等、本来用務主事の仕事を教職員が協力し合って対処してきている。場所によっては、児童生徒も頑張ってくれている。当面は、この体制で対処していきたい。

給付型奨学金

笹岡寿一議員》 教育の経済的貧困化を受けて、政府でも奨学金返済額の一部を給付型とする検討があるやに聞いている。

都においても、10月4日の都議会本会議で、小池知事は日本共産党の質問にたいし、高校生向けの「都独自の給付型奨学金」の検討を進めると答弁している。

本村の奨学金の貸付制度の設立は、20数年前の梅田敏雄氏が村長の時代に、今は故人の前田清一氏が教育長の時に、それまで、私が数年かけて要望してきた事案を取り上げて頂いて、実現した制度である。私は、この際、「本村独自の施策として、奨学金貸付額の2分の1を給付型」とする実施を図るべく、条例改正の検討を進められたいと要望する。

私が、教育委員会に奨学金の過去3ケ年の返済実績を調べて頂いたところ、少ない年で67万円、多い年では140万円ほどである。

年度によって変動はある訳だが、この数値をもとにして半額給付額を算出すると、年間で35万円前後から、多くて70万円前後が給付額となる。村長の教育に対する、意欲ある対応を期待する。

奨学金の貸し付けを受けていたものが中途退学した者であっても利島に帰ってきている間は返済の免除をされたい。

教育長》 親元を離れての学生生活は、自分も経験がある。

村では、離島高校生支援金として、月額3万円を給付している。

奨学金の給付は考えていない。

村長》 中途退学者であっても利島に帰ってきている間は返済の免除適用をする。

㈱TOSHIMA

笹岡寿一議員》 同社には、監査役が不在という。

監査委員は「村が40％以上の出資をしている企業、団体には監査権が及ぶ」と言っている。

ところが実際は、昨年の会計年度決算時は96％を超える村出資の会社だが、監査されていない。

この会社の会計は、一切監査されていないことになる

副村長》 法律上、監査役は選任しなくてよいことになっている。

監査委員の監査は受けていない。

椿林の更新事業

笹岡寿一議員》 椿林の更新事業は、今から40年以上も前から歴代の村長、議会の重要な産業振興策として、検討され続けて来た事案である。

それが、ようやくにして、梅田和久前村長のもとで、椿林の更新事業を推進する目的の事業主体として、第3セクター法人を設立した。

以後、10数年、当該事業に取り組んできた「株式会社利島農産」であるが、現在では、社名もなく、その組織と当初の事業目的とする体制は消滅寸前である。

それと言うのも、「㈱TOSHIMA」と社名を改称し、株の全てを村所有にしてしまったのである。

その際、これまで第3セクターとしての設立目的が「安定的な事業の推進を図るため、特命随意契約を以て執行する」としてきていたのが、「公正を期する」として、一般競争入札としたのである。

一見、公正、公平を装っているかのように見えるが、ならば、東海汽船に関する委託業務は、「公正に欠けているのではないか」ということになる。村は、離島交通受託事業に関する委託業務については、更新事業と切り離して「事業の性質から安定化を図る必要がある」ということで「特命随意契約とした」としてきた。

椿の更新事業も先にも述べたとおり、第3セクターとしての法人設立をして、「事業の性質から安定化を図る必要がある」という、同様の趣旨から「特命随意契約」として対処してきたものである。

どうも、この1、2年の本件に対する村の動きを見ていると、一貫性に乏しく、眼先の事態に翻弄されてきているきらいがある。

入札制度にした場合、応札者が1社しかなければ、競争の原理は事実上作用しない。

又、応札者がいなかったり、或いは、予算額を超える入札額で契約不能にでもなったら、如何なる対応をする所存にあるか。

更に、考慮されたいのは、本村における受託事業者は、その受託業務を遂行するために、必要とする機器材等を何年かに亘って、受託費の中から費用の捻出をして、取り揃えてきているのが実情である。

これが、毎年入札となれば、そうした機器材の取り揃えは、不安で対処出来なくなる。

となれば、村の委託事業それ自体が不安定化する事態が生じてくるし、それにより業者の生活も脅かされてくることになる。

私は、椿林更新事業の継続実施に当たっては、「㈱TOSHIMA」の代表者が「来年度からは入札に応じない」と表明していることからしても、同社と切り離して、村出資の別途法人設立を図り、当初の第3セクター設立時の初心に立ち返って、「特命随意契約」として整え、「監査意見書」にある指摘も考慮して、村の主導で事業の安定的

進捗に努めるよう、提案する。

この際、更新事業と併せて、椿林の下草刈り補助事業も復活して実施されたいと提案する。

村長》数々法人を設立するのではなく、一つの法人で多くの業務を実施できるよう考えている。

従って、更新事業のための法人設立は考えていない。

代表取締役が「来年度からは更新事業の入札に応じない」としていることについては改めさせる。

観光対策

笹岡寿一議員》民宿業者などは、「イルカがいなくなって、お客が激減している」と言う。

そこでの提案だが、その地域の地形・地質・動植物の生態などの自然と、歴史・民俗・文化などの、有形、無形の素材を総合的に対象としているジオパークの形成は、我が故郷の有り様を新たに認識するのみでなく、魅力的な観光振興策として検討してみる価値があるのではないか。専門家を招へいして、話を聞いてみては如何がか。

副村長》伊豆大島が加入している。都では、伊豆諸島全体を検討していく考えもあるように聞いている。総合的な観光対策を検討する中で検討していきたい。

ネズミ対策

笹岡寿一議員》甚大な被害が出ている現状を重視されて、早急に対策をとるよう求める。

同事業は、都の補助率が75％になっていて、申請、及び交付時期は4月になっている。調査と並行して対策を講じられたい。

産業環境課長》都では、ネズミの駆除は「補助対象になっていない」と言っている。JAに調査を委託してあり、その結果を待って手立てを講じたい。**【他に2名の議員からも質問がありました。＝寿一】**

公契約対策

笹岡寿一議員》村民の中には、その日だけの賃金生活をしている人たちがいる。

休めば、理由のいかんを問わず、無収入である。何年働いても有給休暇もない。しかも、「この間、賞与などはなく、賃金も全く上っていない」と言う。失業対策の労働保険もなければ、退職金制度もなく、将来に及んで、何の補償もない。

結果、労働基準法に定める労働者の権利は、著しく損なわれているのが実態である。

国は、「自治体の公契約にあっては、労働者の労働条件の改善、補償、及び労働賃金の適正な対価を保証するため、賃金額については、予め条例で定めるとか、社会保険についても整備して、適正に対処するように」という趣旨の通達を出している。（国交省・土地・建設産業局長）行政は、村が委託する業務にかかわる、いわゆる非正規労働者の処遇改善に努めるとともに、賃金設定についても、適正な対処をされたい。

離島航路受託事業の従業員の給与については「危険が伴う」という理由で、他の委託業務よりも高い金額を定めている。

しかし、道路・公園等の清掃事業や椿林の更新事業における、樹木の除伐業務、その他、機械操作を伴う仕事も、常に事故の発生する危険が当然付きまとうことが予測されているにもかかわらず、長年変わらない低賃金で働いている。

雨の日のゴミ回収作業などは数時間で終えるため、「その後に作業が出来なければ、1日、2、3千円の収入にしかならないが、それでも住民のためには、回収作業を休むわけにもいかない」と言っている。

私は、村が恒常的に事業委託する事業所で、安定的かつ長期的に働く従業員については、不安定雇用の状態を解消して、正規従業員としての処遇を以て対処するように、予算措置など必要な対策を講じて、事業所に対して、改善を指導されたいと考える。

速やかに、公契約の在り方を善処されるよう求める。

村長》東海汽船業務にかかわる従業員の賞与は、検討する。

その他の委託事業所に働く作業員を正規従業員とすることは考えていない。賃金の改定は検討する。

ふるさと納税制度

笹岡寿一議員》この制度は、居住する納税地以外の市町村に納税（寄付）する制度である。

その結果、納税先の税収が増えると同時に、自己が居住する納税地での所得税、住民税の減額措置が受けられる。

納税された市町村からは、納税者への還元として、その地域の特産物や観光割引券など納税者へのサービスをすることで、納税者にも喜ばれ、納税地の産業振興につながるという、「一石三鳥」の効果が期待できる特典がある。

昨年の法改正で、より効果が期待できるようになっている。

前向きに検討されたい。

副村長》来年度において検討していく。

議会傍聴の呼びかけとライブ中継

笹岡寿一議員》今回の選挙活動の中で感じたことは、村政・村議会に対する住民のみなさんの関心が、「今までにも増して高い」ということである。

議会の傍聴を呼びかけてきたが、不慣れのこともあってか「敷居が高い」という人たちもいる。

そこで、議会の様子がライブ（生中継）で、勤労福祉会館の大型テ

レビで視聴できるようにシステムを施設することを提案する。

このシステムは、パソコンで見られるが、一般家庭のテレビでも、チューナーを付ければ、視聴ができ、録画もできる。

多くの市町村で実施されている。それほど高額な費用負担を要しなくても施設できるシステムもあるようだ。村政、議会を住民のより身近な存在とするために、実現されたい。

それから、傍聴できるように、定例議会の開催を防災行政無線放送で知らせることはできないか。

総務課長》議員全員の承諾があれば、30年に検討する。

笹岡寿一議員》「議員全員の承諾」と言うが、議会の様子を住民に知らせることは、単に議会だけの問題ではない。

村政を住民の身近なものにする上で、行政としても村政の状況や考えを知らせることができ、重要と考える。

村長》財政との問題もあり、約束は出来ない。

役場庁舎内の対応

笹岡寿一議員》住民の中には、「役場に所用で行った際、『用事を告げても『いま係りがいない』と言って対応せず、用の足りないことがある」という苦情がある。

在席している職員が申請を受け付けて、担当職員が作成した後に、時には、係員が相手方に届けるくらいのサービスがあっても、さほど煩雑にあることでもないだろうし、本村ならではの、こまやかな住民サービスとして、相当の好感を持たれるのではないだろうか。

管理職員、一般職員問わず、庁舎内のささやかな気遣いで、住民の皆さんの村役場に対する好感と信頼を取り戻すことができる。

職員の皆さんが、庁舎内での応対に気遣う努力をしていくことで、ひいては、職員個々人に対する住民の信頼と好感をも醸成していくものと期待している。

言われて、抵抗感を抱くこともあろうかと思うが、「職員一体となって、改善に取り組んで頂きたい」という思いを込めて、申し述べておく。

副村長》住民との応対の心得について、要綱を作成して、取り組んで来ているところである。

一般質問を終えるに当たって

笹岡寿一議員》一般質問が、8時間余りに及んだことに対して、議長はじめ、議員各位には感謝申し上げる。

それにしても、質問を振り返ってみて、行政が住民の要望のほとんどを聴き入れようとする姿勢が見られなかったことは、残念の一語に尽きる思いである。

とりわけ村長が要望に応えない理由の説明を求めても「答弁は変わらない」とのかたくなな、一点張りには、閉口させられた。

【私が、皆さんの要望を取り上げて、今議会で質問した事案の内、村が「対応する」と明言したのは、奨学金の貸し付けを受けていた人が「中途退学者でも「利島に在住していた間は返済を免除する」とした1件のみで、ほとんどは「対応しない」というもので、ほんの数件が「検討する」でした。＝寿一】

雨降りの時の桟橋での乗降客対策

議員》以前は、幌付きのトラックに載せて乗降口まで連れて行っていた。今あるマイクロバスには道具を積んであって利用できないようだ。

コンテナをタラップ付近に据えておくとか、幌付きのトラックを購入するとかの対策を講じられたい。

村長》トラックを購入するのは現状では出来ない。ビニール合羽を用意するとか、何らかの対策はとる必要があると考えている。

《全員一致可決》

【待合所から乗降口までの桟橋内での通行中に水溜りで足元が水につかり、風雨で体も濡れることで皆さん困っています。

出来れば、乗降口まで送迎されたいと考えます。

それには、コンテナに人を入れてフォークリフトで運ぶことは出来ないだろうし、少人数なら、マイクロバスに積んである道具を小型車両に積み替えて対応するようにして、人数が多ければ大変でも、それこそコンテナを前もってタラップ付近に据えて、車両で往復搬送するようなことも対策の一つではないでしょうか。＝寿一】

議案

【教育委員の選任】

梅田孝司（再任）

《全員一致同意》

【一般会計補正予算案】

笹岡寿一議員》し尿処理施設の建設予定地についてだが、前村長の時に、近隣に居住している住民が反対していた経緯がある。

この先も承諾が得られない事態が充分予測される。

その場合は、どう対応するのか。建設用地を民家から離れた場所の選定も進めていってはどうか。

まだ間に合うのではないか。

村長》近隣住民の理解が得られるように説得する。

【合併浄化槽特別会計】

笹岡寿一議員》本予算の補正原案に反対はないが、先に質問してきた、し尿処理施設の建設場所について、不安がある。

私は、100人の利益のためといえども、一人を犠牲にするような考えには同調できない。

本件の採決には棄権する。

《賛成多数可決》

住民と議会

議会終了後、議長の招集があり、会合が開かれました。

議長より、今議会における私の一般質問時間が長かったことについて、「あなた（笹岡）にも支援者が居るかもしれないが、我々にも支援者が居る」と述べて「今後、質問時間を従来どおり、2時間に制限したい」との提案がありました。

副議長からも「決めたことだから、これまで実施してきたようにしていきたい」とこれに同調する発言がありました。

議長は、これまでの議会活動においては、自己の支援者だけの利益を図る目的で、要望を取り上げて、2時間の制限時間内で終るよう、質問件数を減らすなどの調整をしてきていたのだろうかと思ったりもしました。

さすがに、それはないだろうと思いつつ、「私は、何も支援者だけの利益を図る目的で、住民の要望や意見を取り上げている訳ではない。対象が全村民であることは、説明するまでもない常識である。住民の意見や要望を村政に反映させる上で、議員の責任は重く、発言は極めて大事なことと認識している。本村のような小さな議会にあっては、それが可能なのに、何故、議員活動で大事な質問時間を2時間に制限しようとするのか。自らの首を絞めるよう理由が理解できない。住民のための議会ではないのか」と主張しました。

副議長から「多数決で決めようではないか」との発言があり、議長は各議員の意見を求めました。

他の議員からは「2時間に制限するのは反対である」と言う意見を述べた上で、代案として「事前に質問の所要時間を申告させて、その時間が過ぎたら議長が打ち切り宣告をするようにしたらどうか」という提案があました。

私は、妥協案として「それなら同意できる」と判断して、同意する旨の発言しました。問題なのは、2時間を主張している、議長、副議長が、議員から申告のあった時間を、どの程度に考えるかでありますが…。他にも、「原則は、2時間にして、それを超えた場合、最大で4時間まで延長を認めてはどうか」といった意見もありました。私は、「確かに8時間と言うのは長かったと、反省せざるを得ないと考えている。3月議会では、考えてみるので、それを待って改めて話し合ってはどうか」と提案したところ、議長から「信用できない」との発言があり、他の議員からも「議長に信頼されるようにしたらどうか」との指摘もあり、「最近の議会には、議員は議長に従うような状況があったのだろうか」と異様な発言と聞いていました。私は、「議員は、個々において独立しており、例え相手が議長であっても、特定の議員の意に従うように強要されることがあってはならない」と反論しました。

議会での議員の発言権は、法律、議会規則に定める議会議決による、懲罰事案に該当しない限り「侵してはならない、議員個有の基本的な権利」と認識しています。

協議の結果、結論として、今回は時間制限をしないことに決して散会しました。

私は決定には、自分の意に反したとしても当然従いますが、今後どうしても、一般質問の時間を制限したいのなら、議員だけに矛先を向けるのではなく、答弁は議員の責任ではありませんから、答弁時間は別にして、質問時間から除いたらと考えます。＝寿一】

日本共産党の東京選出の国会議員

皆様よいお年をお迎え下さい
来年もどうぞ、よろしくお願いします

- 平和と民主主義を蹂躙する戦争法と特定秘密保護法を廃止させましょう！
- 消費税の10%増税の先送りではなく、中止させましょう！
- 農・漁業を破壊するTPPに反対します！
- 沖縄の辺野古米軍基地移設に反対します！

衆議院議員

宮本 徹（とおる）

池内沙織

笠井 亮（あきら）

参議院議員

小池 晃（あきら）

田村智子

吉良よし子（きら）

山添 拓